

景観形成地区基準

(13) 千里丘北地区

(ウ) C地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画・配置等		
(1)良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。		
(2)周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。		
(3)道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。		
(4)交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。		
(5)既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。		
(6)敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。		
(7)広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。		
(8)照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。		
(9)敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。		
2.屋根の形態意匠及び素材		
(1)周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。		
(2)勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。		
(3)光沢をおさえた素材を使用する。		

景観形成地区基準

(1.3) 千里丘北地区

(ウ) C地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考											
3.形態意匠及び素材													
(1)周辺環境と調和した意匠とする。													
(2)建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。													
(3)バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。													
(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8.5以下</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.5以下	一	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下		
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.5以下	一											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		3.0未満											
その他の色相	7.0以下	2.0以下											
(5)大壁面は単調な色づかいを避け、縁や空などと調和するよう工夫する。													
(6)質感、素材感のある素材とする。													
4.敷際													
(1)開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。													
(2)道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えるよう植栽を積極的に配置する。													
(3)緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。													
(4)かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。													
(5)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。													
5.駐車場・駐輪場													
(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。													
(2)道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。													
(3)照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。													

景観形成地区基準

(13) 千里丘北地区

(ウ) C地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
6.ごみ置場・付帯施設等		
(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
(2)道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。		
(3)設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。		
7.植栽		
(1)敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
(2)周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
(3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。		
(4)植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。		

b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.擁壁		
(1)周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。		
(2)道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。		

c.開発行為

景観形成地区基準	チェック	備考
1.緑化		
(1)敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
(2)周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.造成計画		
(1)なららかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。		
(2)既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。		